

4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. 施設敷地緊急事態要避難者（医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者）について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校・保育所の児童・生徒等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童・生徒等について移動手段を確保し、避難を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、集合場所、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

- ▶ 佐賀県は、警戒事態に至った段階で、佐賀県庁に災害警戒本部を設置し、約50人の要員が参集。
- ▶ 玄海町は、警戒事態に至った段階で、玄海町役場に災害警戒本部を設置し、約110人の要員が参集。
- ▶ 唐津市は、警戒事態に至った段階で、唐津市役所に災害警戒本部を設置するとともに、PAZを管轄する肥前市民センター、鎮西市民センター、呼子市民センターにそれぞれの対策支部を設置。災害警戒本部及び3つの対策支部あわせて、約210人の要員が参集。
- ▶ 警戒事態に至った段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、佐賀県、玄海町及び唐津市は、集合場所、社会福祉施設等に避難用車両等の手配を開始。また玄海町及び唐津市は、PAZ内の集合場所(玄海町15地区、唐津市13地区)の設置準備を開始するとともに、各集合場所に避難誘導員を派遣。
- ▶ 玄海町及び唐津市は、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。

集合場所に職員を配置するとともに、自主防災組織や消防団等による地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築

集合場所、福祉施設等に避難用車両等の手配を開始

PAZ



(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

からつし 唐津市災害警戒本部対策支部

からつし よぶこ 唐津市役所呼子市民センター

からつし 唐津市災害警戒本部対策支部

からつし ちんぜい 唐津市役所鎮西市民センター

げんかいちよう 玄海町災害警戒本部

げんかいちよう 玄海町役場

からつし 唐津市災害警戒本部対策支部

からつし ひぜん 唐津市役所肥前市民センター

からつし 唐津市災害警戒本部

からつし 唐津市役所

【凡例】

■: 集合場所 (合計28か所)



住民への情報伝達

- 玄海町及び唐津市は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民に情報を伝達。また、PAZ内避難の対象となる28か所の集合場所へ派遣された各市町の職員は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、各市町と情報を共有。
- 玄海町及び唐津市は、集合場所を拠点に、自主防災組織や消防団等と協力し、携帯端末や移動系防災行政無線等により、各市町と避難者の状況や避難誘導體制等、地区単位のコミュニティを活用した情報共有を実施。
- 小中学校、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町から実施。

消防団車両等による
広報活動の実施



CATVにより各戸へ
情報伝達



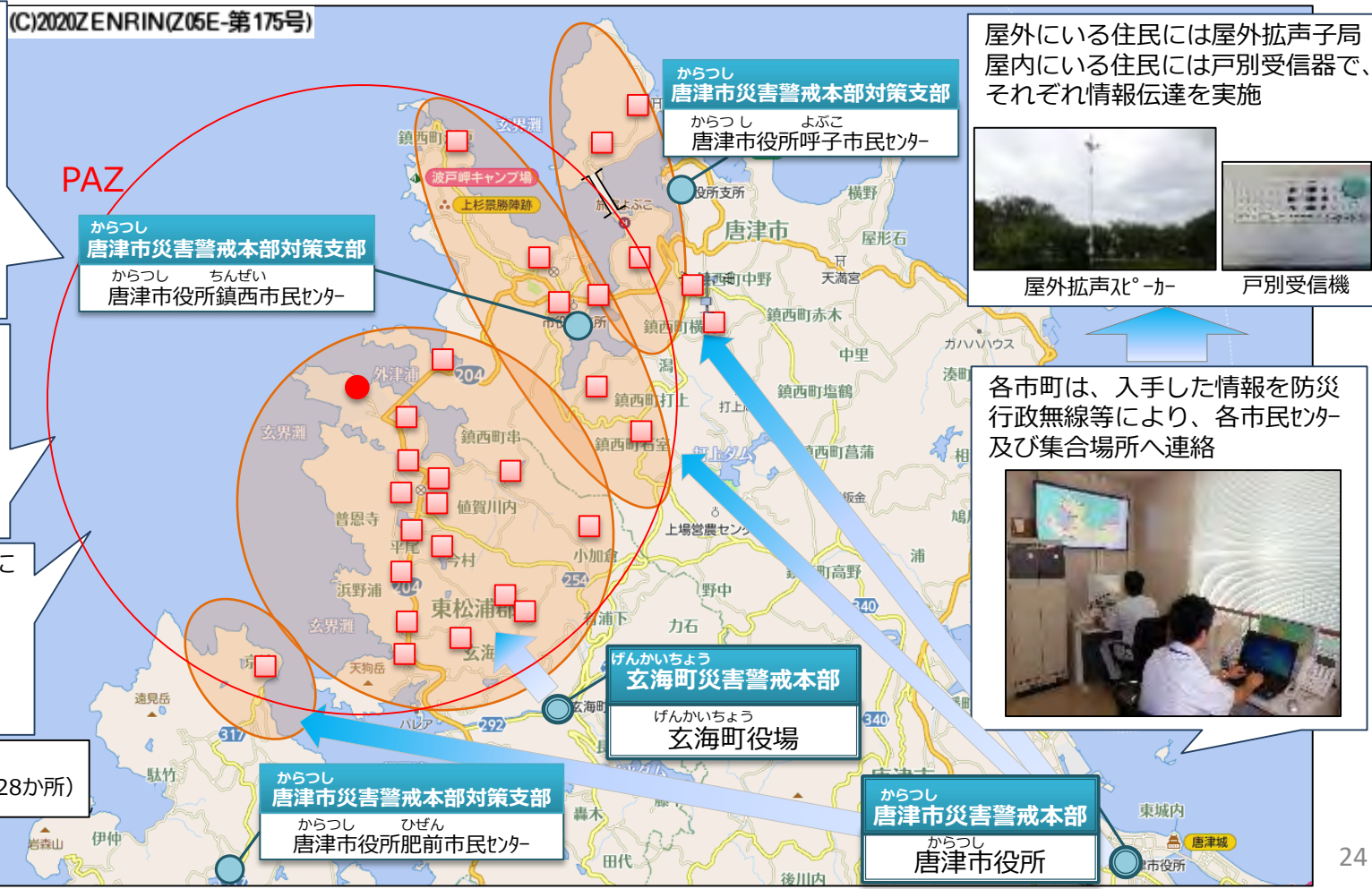
緊急速報メールサービスなどにより住民へ情報伝達



【凡例】

□ : 集合場所 (合計28か所)

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)



屋外にいる住民には屋外拡声子局
屋内にいる住民には戸別受信器で、
それぞれ情報伝達を実施



屋外拡声スピーカー



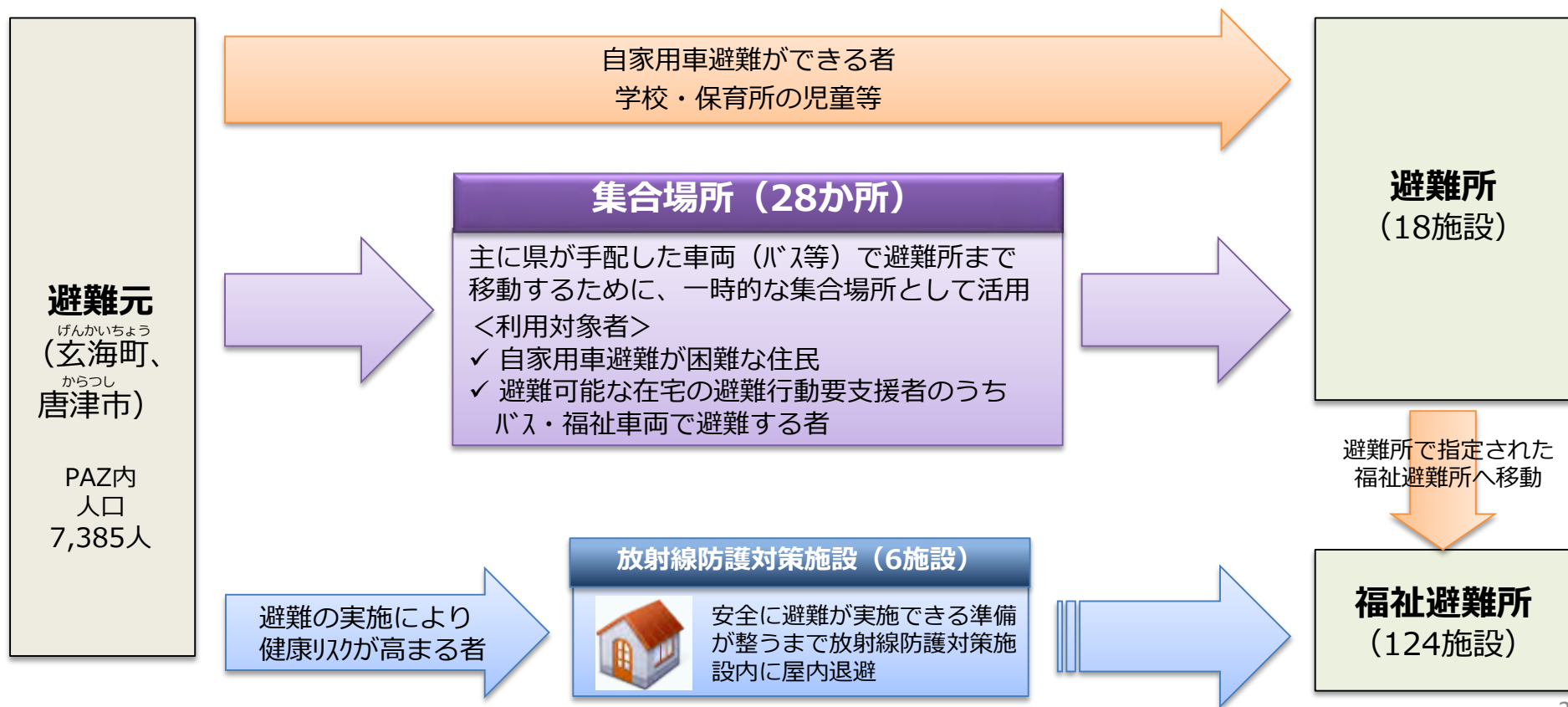
戸別受信機

各市町は、入手した情報を防災
行政無線等により、各市民センター
及び集合場所へ連絡



PAZ内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、玄海町及び唐津市は、住民への広報、佐賀県に対して避難用車両等の手配依頼、避難所及び福祉避難所の開設準備を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、玄海町及び唐津市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難所への避難を開始。福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- 全面緊急事態になった場合、玄海町及び唐津市は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難所へ移動。自家用車による避難が困難な住民は、集合場所に集合し、避難所へ移動。その後、避難所から福祉避難所へ移動。



PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ内の小中学校の児童等(2施設、314人)及び保育所の幼児(3施設、133人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに佐賀県が「災害時における緊急輸送に関する協定」※に基づきPAZ内市町のバス会社が保有するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済み。

※ 佐賀県と一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会（協力事業者26社）が、平成29年6月6日に締結

市町名	学校・保育所名称	人数		
		児童等	職員	合計
げんかいちょう 玄海町	ふたば園	73人	18人	91人
からつし 唐津市	なごや保育園	43人	17人	60人
	かべしま 加部島保育園	17人	8人	25人
	なごや 名護屋小学校	92人	14人	106人
	かいせい 海青中学校	222人	26人	248人
(5施設) 合計		447人	83人	530人

※児童等の人数については、令和2年5月1日現在。

警戒事態

- (1) 避難準備
- (2) 児童等の保護者への引渡し

児童等の
引渡し

保護者が児童等を引き取り
一部、避難準備※

施設敷地緊急事態

引渡しが出来なかった児童等と職員が共に県・市町
手配のバスで指定先施設に避難。

※右のフローのうち、
警戒事態で保護者へ
引渡しした保育所の幼
児については、警戒
事態で避難準備し、
施設敷地緊急事態で
保護者とともに避難
開始。

避難準備
一部、避難開始※

全面緊急事態

避難先施設（学校・保育所が所在する地区の避難先）

ふたば園 : 小城市まちなか市民交流プラザ^{おぎし}（小城市）
 なごや保育園 : 老人福祉センター「別館」^{こうほくまち}（江北町）
 加部島保育園 : 白石町福富ゆうあい館^{しろいしちやう}（白石町）
 名護屋小学校 : 佐賀県立佐賀農業高等学校（白石町）
 海青中学校 : 交流センターイグル^{しろいしちやう}（江北町）

児童等の
引渡し

避難開始※

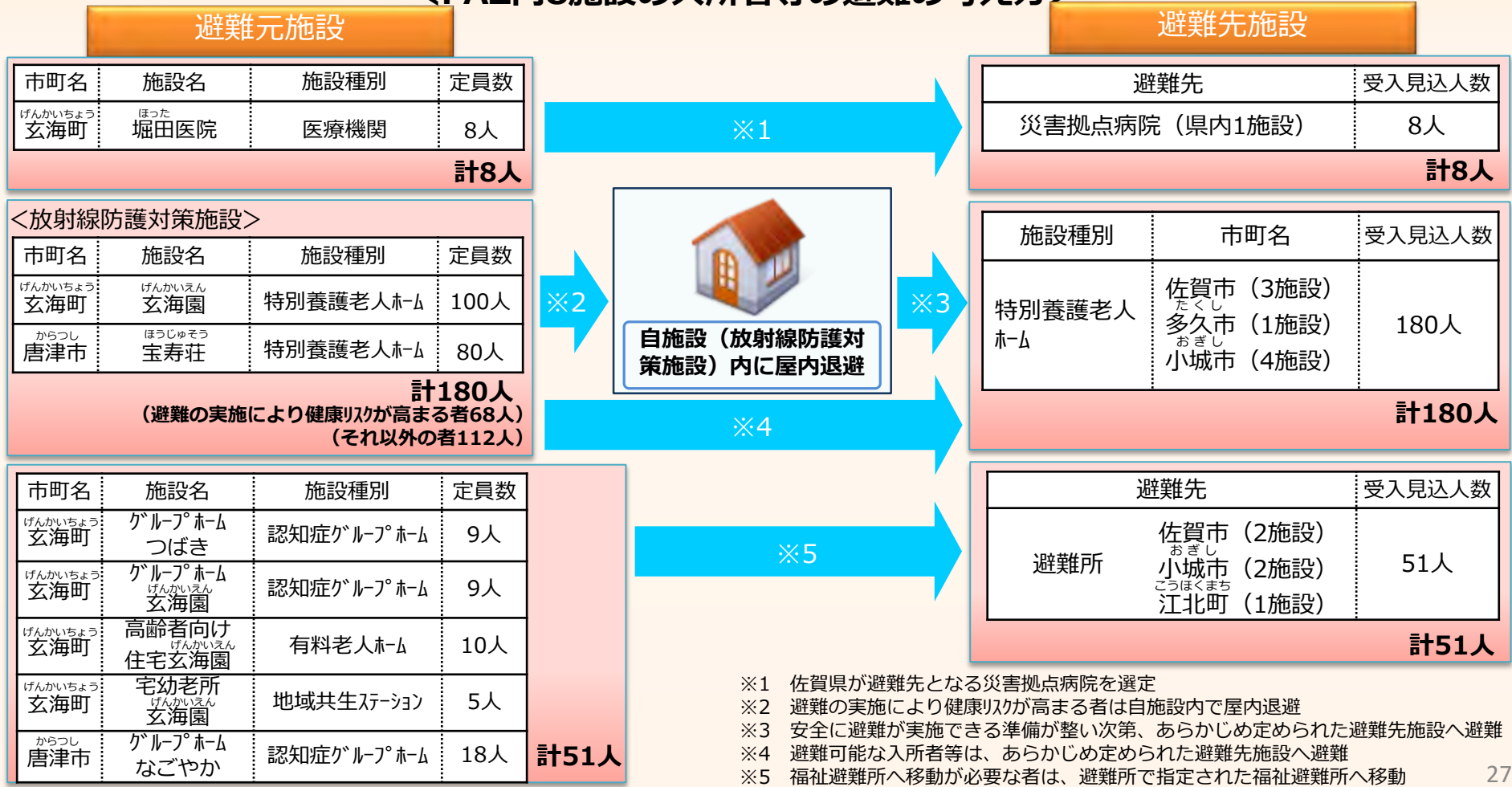
避難先施設

（児童等が住居している地区の避難先）

PAZ内の医療機関・社会福祉施設の避難

- PAZ内の医療機関(1施設8人)及び社会福祉施設(7施設231人)の全てについて、避難計画を策定済み。医療機関については、入院患者の状況等をふまえ、佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定。
社会福祉施設については、30km圏外の佐賀市、多久市、小城市、江北町にある施設に避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、佐賀県が受入先を調整。

<PAZ内8施設の入所者等の避難の考え方>



- ※1 佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定
- ※2 避難の実施により健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避
- ※3 安全に避難が実施できる準備が整い次第、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※4 避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※5 福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された福祉避難所へ移動